

松江家庭裁判所委員会（第13回）議事概要

1 日時

平成20年6月26日（木）午後1時30分～午後4時00分

2 場所

松江家庭裁判所大会議室

3 出席者

（委員長）岩田好二

（委員） 安部圭司，太田敦久，小沢佳子，片山憲一，門脇寿雄，須田 大，
滝野一夫，光谷香朱子，三宅理子（五十音順敬称略）

（家事調停委員）坂本和正 （参与員） 中島洋子

（家裁調査官） 門脇丈夫 （主任書記官）菅原孝志

（説明者）栗栖事務局長，太田首席家裁調査官，筒井首席書記官

（庶務） 埜田総務課長

4 議事

（1）テーマ「裁判所における各職種間の連携と協働の在り方について」

ア 家事調停から人事訴訟までの事務の流れに関する説明及び各手続における
職種間の連携に関する説明

主任書記官が説明を行った。

イ 各職種の説明

出席した調停委員，参与員，家裁調査官，書記官がそれぞれの職種の説明
等と自己紹介を行った。

ウ 意見交換（その内容は以下のとおり）

A Bさんは調停委員を6年程なさっていますが，世の中の変化について何
か感じていらっしゃるのでしょうか。

B 若い人のマナーについて言うと，調停の際に平気で携帯電話を使う人が
います。最近では20代の離婚が多いです。女性の方で子どもが小さくて，

仕事ができないので、収入がゼロか、パートで数万円という人がいます。どうしても離婚したいということで調停になっているのですが、離婚しても生活ができるのかと心配になることがあります。かなりの人が負債を抱えています。月15万円の収入で、月13万円の借金を払っている人がいて、それでどうやって養育費を払うのかと思ったことがあります。まず生活をどうするのか、そこが一番の問題です。

- C 私は昭和50年代に調停委員になりました。その当時は、離婚調停の申立人はほとんどが女性で、一人で来ることができずに母親か親戚の人が付き添って来ていました。離婚した後の経済的な事情から、申し立てたものの泣き寝入りというか、辛抱するということが取下げになる事件がたくさんありました。現在は、女性が堂々と発言され、むしろ男性の方が弱い立場に置かれているケースが多いです。女性が何らかの形で経済活動ができるようになり、こんな男性と一緒にいるよりも、自由になりたいと希望されるようになりました。そういったことから元の鞘に戻るという調停は難しくなって来ています。本当に負債を抱えている若い人が増えており、それが破綻の大きな原因になっています。
- D 社会環境の変化のスピードがすごく速くなっています。私も家庭内暴力などのいろいろな家庭の状況、子どもの姿を垣間見えています。就労感が変わってきていると感じています。核家族化の中で、その日生活するのが精一杯という人が増えています。保護者が相談する所がなく、子どもはその中であって不安を抱えています。自治会の加入率も70パーセントを切っています。家庭や地域の底力を強くしていく必要があると感じています。裁判所に相談する人は一握りの人で、大抵は一人で悩んでいると思います。
- E 最初は親族等を交えて協議離婚の話合いをしていたが、どうしてもなくなって法律事務所に相談に行き、それで離婚が前提の調停をしようというケースが増えています。ご主人に借金があって、一緒に生活していて

も給料を渡してもらえないケースや若い人でフリーターのようなケースでは、離婚して母子家庭になった方が児童扶養手当等の支給があって、むしろ経済的には有利になる場合があります。20代、30代の夫婦の場合、孫を巡っての祖父母同士の対立があって、夫婦で話し合いができにくい場合があります。この場合は、祖父母が表に出てこない調停で聞きたいことや聞けなかったことを聞くことができるので、調停を勧めることがあります。調停の良いところは費用が安い点と調停委員に話を聞いてもらえることです。最近では、地域の人々の協力が得にくくなっていると感じています。

A 私は松江家庭裁判所に来て、初めて家事調停事件を担当したのですが、調停は当事者の負担が少ない制度だと改めて感じました。その分、調停委員が当事者から上手に話を聞き出して適切にリードしなければならず、調停委員の負担は大きいと思います。

E 女性は離婚したいが男性は離婚したくないという場合、調停から訴訟まで行くと時間がかかりますが、お互いが気持ちを納得させるためにはある程度の時間が必要だと思います。調停で話を聞いてもらって、それで冷静になれるということもあります。女性の場合、弁護士に相談する段階では考えがまとまっていないことがあるので、時系列のメモを作成することで考えを整理して調停に行くようアドバイスしています。調停委員から相手方に法テラスや法律事務所に相談に行くよう勧めてもらえるといいと思います。

B 男性側から慰謝料はどれくらい払ったらよいのかと質問を受けることがありますが、調停委員は具体的なアドバイスはできないので、このような場合は、弁護士さんに相談に行かれたらどうですかとアドバイスするようにしています。

F 離婚した後、生活していけるかどうか心配になるようなシビアな人が調停に来ているということが分かりました。育児支援の中でかかわる若いお

母さん達からは、現実の厳しさを余り考えないままに勢いで結婚してしまったと聞くことがあります。ちょっとした切っ掛けで結婚し、しかし結婚生活は長くは続かず、離婚に至る事例が多いなと感じています。お互いが複雑な家庭背景を持ちながら、電撃的に結婚したり、子どもができて結婚するケースも多く、結婚後にいろいろ難しい問題が出てきています。

G 離婚調停の当事者には借金をしている人が多いという話がありましたが、私の身近なところでも、若い人が借金をしてという話を聞いているので、さもありなんと思いました。

H 月収が十五、六万円で、車に乗って、携帯電話を使い回し、安易に結婚して、借金を増やしている若者がいます。参与員は、離婚訴訟の和解にも関与しているのですか。

B 私は参与員もしているのですが、和解の場合は、裁判官がほとんど話しをされます。参与員は、裁判官から意見を求められた場合に発言をする程度です。

E 参与員に参加してもらって和解を進める場合は、参与員にじっくり話を聞いてもらっています。尋問ではない、和解で話を聞いてもらうことで、当事者が納得するということもあります。家事調停の場合、男性の調停委員と女性の調停委員にペアで話を聞いてもらい両方の性別の立場から見てもらえるので、当事者双方に安心感があります。

I 現実に調停に携わっている方の話を聞いて、大変なことが家庭に起きていて、そういったことを扱われる調停委員や参与員の方は相当疲れるのではないかと思いました。当事者との世代間ギャップを感じられることがありますか。

C 子どもがいる場合、夫婦で育児に当たった方がよいことは誰もが分かっていることだと思います。どこに光を当てればもう一度夫婦生活をやり直すことができるかと思案するのですが、若い人と私との価値観が違うのか、

常識的な話をして反発され、私の常識が通じないと感じることがあります。やむなく離婚が成立したケースで、荷物を分ける段になって、荷物を持ち出す方が相手方に荷物の運び出し方法について相談を持ちかけてもかたくなに応じないということがありました。こちらはいろいろな案を出すのですが、どうしても聞き入れてくれない場合があります。

B 男性に女性ができたケースで、女性が男がするのなら私だってということで、女性も男性を作るということが、若い人の間で、当然のように起きています。私の年代では言葉にすること自体が恥ずかしいようなことがあります。

A 当事者は家裁調査官の調査結果をどれくらい受け入れてくれていますか。

J 親権者を誰にするかでもめている事件の例ですと、調査に当たっては非常に包括的な広い範囲の調査を行います。調査をする場合は、不公平にならないように特に注意しており、出張調査等も双方に対して行うようにしています。調停の席で、家裁調査官としての調査結果を説明することがありますが、家裁調査官はこの分野の専門家であると説明されていることもあって、重く受け止めていただいております、反論される当事者は少なく、調査結果を反映した結論になることが多いです。調停の途中から家裁調査官が関与する事件もありますが、家裁調査官が加わることによって、話合いの流れに変化が生じ、解決に向かうということもあります。

E 今、家裁調査官が調査をする場合は、不公平にならないように双方を調査するという話でしたが、弁護士の立場から言わせてもらうと、子どもを育てている側だけを調査して、その様子を子どもを育てていない側に伝えてもらうだけでも、育てていない側の親が安心して、話合いのトーンが変わることがあります。当事者尋問では、いくらちゃんと育てていると言われても信用できない面があります。公平性も確かに大事ですが、当事者の納得という面から、調査対象は柔軟に考えていただければよいと思

います。

- J そうすることにより親が安心し、全体の解決につながるのであれば、ケースに応じて必要な調査を行うよう心掛けています。
- A 調停委員として公平感を保つことに、どのような配慮をされていますか。
- B 調停の場合、どうしても当事者から話を聞く時間に差が生じます。そういった場合は、必ず長くなった理由を説明するようにしています。特に片方には弁護士が代理人として付いているが、相手方にはついていない場合には配慮する必要があり、弁護士が付いていなくても公平に扱われているとさせていただく必要があります。
- K 島根県民はおとなしい県民性で、できるだけ身内で済ませて表沙汰にはしない傾向があり、離婚率も全国で一番低かったと思います。裁判所の位置付けが大事で、敷居を低くし、国民が利用しやくする必要があると思います。そのためにも情報公開を積極的に行って、相談窓口へのアクセスをしやすくするなどの工夫が必要です。
- A 成年後見事件が非常に増えています。後見人を選任するとそれを監督する必要があるのですが、そこで参与員の方に関与していただいています。参与員として事件に関与してみてどのような感想をお持ちでしょうか。
- C 私はまだ数件しか関与していません。後見人に報告書と資料を出してもらって、それをチェックしているのですが、通帳や資料の中からお金の流れを読みとるのに時間がかかっています。よく分からない点がある場合は、後見人に電話で確かめたり、資料を再提出してもらったりしています。どの程度の支出なら許容して良いのか、判断に迷うことがあります。
- E 成年後見制度は高齢者だけでなく、障害者も対象になっていることから、今後も増え続けていくと思います。特に障害者の場合は、成人になったばかりの人も対象になるので、50年単位で考えないといけないと思います。
- A 書記官として、特に気をつけている点がありますか。

- M 当事者の方が相談しやすい雰囲気を作るよう心掛けています。裁判所は、当事者の方からこうしたいんだと聞かれれば、それに合った手続を説明できるのですが、どうしたらいいんだと聞かれると答えられません。これまでは「家事相談」という法律相談と間違いやすい表現を使っていたのですが、今年から「家事手続案内」と表現を改めました。受付窓口ではていねいに話を聞いて、執りうる手続をご案内しますが、そのあとどうするかはご自身で決めていただくこととなります。
- A 家事事件を担当している裁判官として、特に気をつけている点がありますか。
- N 離婚調停では話し合いによって二人がどんな道を歩むかを、ご自身で選択してもらいます。六、七年前は、調停の席で申立人と相手方が同席した上、互いに面と向かって話しをしていましたが、最近は相手と直接には会いたくないという当事者が増えてきて、申立人と相手方が面と向かって話をすることが難しくなっています。こうした難しい状況であるからこそ、調停委員の果たすべき役割は益々重要になってきています。
- O 調停等に関与している方々の話を聞いて、大変な御苦労があることが分かりました。成年後見制度を悪用した刑事事件もまま起きています。検察庁としても情報提供を受けながら、そのような事件が起きないように取り組んでいきたいと考えています。
- I 成年後見が適正に行われているかどうかをチェックするのは、すべて書類審査でされているのですか。
- C 事件記録には前回の報告書等が綴られているので、新しい報告書等と比較しています。報告書等の見方については研修を受けています。きちんと整理されていて一見して分かるものと、通帳のコピーしかなくて、お金の動きがわからないものがあります。
- M 実務的には財産目録や通帳のコピーをチェックして、大体合っていれば

良いことにしています。後見人に書類等を出してもらうために参与員に電話してもらうこともありますし、後見人に裁判所に来てもらって、裁判官が話しを聴く前に参与員に予備的に話を聴いてもらうこともあります。後見人が使い込みをしているおそれがある場合は、家裁調査官に調査してもらって事実関係を明らかにしています。

I 成年後見事件における参与員の役割の重要性が増してくるということで、何らかの工夫が必要になると思います。後見人がきちんと書類を提出することが前提となっているのなら、後見人を選任する段階でよく考えて後見人を選任する必要があると思いました。

M 後見人の約9割は被後見人の親族が選任されています。後見人に選任される前には、後見人の役割を説明したDVDやQ&Aを見てもらったり、家裁調査官が後見人と被後見人の双方から話を聴いたりしています。通常、後見人は何をしなければならないかよく分かっており、概ねできているのですが、何年かすると気がゆるんでくることがあります。

F 参与員が後見人のお金の流れをチェックすることに時間がかかっているということであれば、その領域に強い、例えば銀行OBや税理士等に参与員になってもらったらよいのではないですか。

M 銀行OBの方に参与員になっていただいている庁もあります。銀行OBの方には職業柄、かなり細かくチェックをしていただいているようですが、素人である後見人が提出する文書ですので、裁判所としては一般人が管理するのだから、だいたい合っていればよいという運用をしています。また、参与員が後見人に電話照会をする場合、後見人とは会ったこともないし、顔も分からない場合が多いのですが、調停委員をされていた経験をお持ちの方はそういったところをうまく対処されています。

A 調停委員や参与員の方々には国民の司法参加という面からも大変重要な役割を担っていただいています。本日は、家裁委員の皆さまから貴重なご

意見をいただきました。家庭裁判所ではいろんな職種が一つのチームとして事件処理に当たっていることをご理解いただけたと思います。

(2) 前回までの指摘事項に対する説明

ア 総務課長が、「待合室の改善」及び「アンケートの実施」について、検討結果を報告した。

イ 次回に、新しいアンケート用紙による利用状況等を報告することとなった。

(3) 委員長の交替

岩田委員が引き続き委員長を務めることで賛同が得られた。

(4) 次回以降のテーマの選定

第 1 4 回 少年事件の現状と課題（特に被害者保護制度）

第 1 5 回 保護的措置はどのようにあるべきか。

(5) 次回開催日時

次回は、平成 2 1 年 2 月 1 2 日（木）午後 1 時 3 0 分から午後 4 時までの予定で開催されることとなった。